

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K3-1
- 2 案件名 市営火葬場火葬炉更新(第2期)工事
- 3 案件場所 宝塚市 川面字長尾山 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和8年(2026年)12月25日
- 5 契約相手方 株式会社宮本工業所

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本件は火葬炉のリニューアル工事である。その施工は監視盤等の既設設備と密接かつ不可分の関係にあるところ、既設設備の施工者である上記事業者以外が受注した場合、機器の正常な動作が保証されない、或いは機器の使用における責任体制が不明確になる等著しい支障が生じるため。

- 7 問合わせ先 生活環境課

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 3 - 2
- 2 案件名 市立ベガ・ホール舞台照明設備 L E D 化改修工事
- 3 案件場所 宝塚市 清荒神 1 丁目 地内
- 4 契約期間 契約日から令和 9 年（2 0 2 7 年）3 月 3 1 日
- 5 契約相手方 株式会社松村電機製作所

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

本件は経年劣化が見られるベガ・ホールの舞台照明設備について、L E D 化によって安全性の向上や設備の省電力化を図ることを目的とする工事である。上記相手方は舞台照明等の専門メーカーであり、現在当該施設には同社の照明器具が設えられているところ、本件においては経済性の観点から、主幹盤及び舞台袖照明操作盤等、更新時期に至っていない既設の器具を活用しつつ施工にあたる。よって、既設設備と適切に機器の接続等行わなければ施工が困難であるため、従前の施工者以外が受注することは想定し難い。

また、舞台照明は演目の雰囲気을司る演出の核心であり、単に明るさを提供するための照明とは趣を異にするものである。一般的な電気工事と同列に語ることはできず、客電の明るさの数パーセントの違いが舞台の見え方に影響を与えるところ、演目の芸術性を確実に担保しつつ施工するには、舞台芸術に対するノウハウをもって当該施設の用途に合わせた照明を設えた同社の技術に依ることが不可欠である。以上のことから本件は競争入札に適さないものと判断し、同社を随意契約の相手方とする。

- 7 問合わせ先 文化政策課

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 KK 1－3
- 2 案件名 県道生瀬門戸荘線（小林工区）街路灯基礎設置工事
- 3 案件場所 宝塚市 光明町 地内
- 4 契約期間 契約日から令和9年（2027年）3月31日
- 5 契約相手方 株式会社ニッソク
- 6 指定理由
（根拠）
 地方自治法施行令 第167条の2第1項第1号該当
 宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当
（指定理由）
 本件は、兵庫県発注の電線共同溝工事により、本市が管理する街路灯が添架されている電柱が撤去されることに対し、街路灯の現況復旧に向けて市独自の支柱を設置するための基礎工事である。
 本件の工事区間は前述の県発注工事と重複し、県発注の電線保護管工事と本市発注の基礎工事が交錯するため、そこに複数の施工体系を混在させることは不可能であり、同一の者が一括して工程管理及び安全管理を担わなければ適切に現場を稼働させることはできない。
 よって、県発注工事の受注者である上記の者を随意契約の相手方とする。
- 7 問合わせ先 道路管理課